

## 企画公募公告

国立大学法人岡山大学において、以下のとおり公募します。

### 1. 業務名

岡山大学知的財産評価・活用支援等業務委託

### 2. 業務の目的

本学における知的財産業務の一部を外部機関へ委託することにより、本学における適切な知的財産マネジメントの維持及び本学が保有する知的財産の活用を促進し、もって知的財産業務の適正化及び効率化を図る。

### 3. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 4. 応募資格要件

本事業に応募することができる法人等は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長が定める資格を有する者であること。(公募要領 別紙1)
- (2) 国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 5. 応募について

本公募に応募しようとする者は、応募手続きに必要な書類を提出期限までに必着するよう提出すること。詳細は公募要領のとおり。

### 6. 企画提案書等の提出期限：令和8年2月25日（水）17時00分（必着）

提出方法は、持参もしくは郵送に限る。ただし、郵送の場合は、必ず事前に下記問い合わせ先まで電話連絡をすること。

### 7. 企画提案書等の提出先及び問い合わせ先

〒700-8530 岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学 研究・イノベーション共創管理統括部産学連携課（担当：黒坂）

電話 086-251-7040

### 8. 企画提案書等に関するプレゼンテーションの開催日時及び開催場所

日時：令和8年2月27日（金）11時00分～

場所：WEB形式（オンライン）

以上

令和8年2月9日

国立大学法人岡山大学  
経理責任者

令和8年2月9日  
国立大学法人岡山大学

## 公募要領

### 1 件名

岡山大学知的財産評価・活用支援等業務委託

### 2 目的

本学における知的財産業務の一部を外部機関へ委託することにより、本学における適切な知的財産マネジメントの維持及び本学が保有する知的財産の活用を促進し、もって知的財産業務の適正化及び効率化を図る。

### 3 業務内容

- (1) 発明発掘に関する業務
- (2) 発明相談への対応に関する業務
- (3) 発明届の処理に関する業務
  - ・特許性調査及びプレマーケティング
  - ・企業との出願前譲渡に関する交渉及び発明者への意向確認
- (4) 出願手続きに関する業務 (PCT出願、外国出願を含む)
  - ・単独出願：特許事務所への依頼、明細書の内容確認
  - ・共同出願：共願先との調整（不実施補償に関する交渉を含む）
- (5) 審査請求の要否判断に関する業務 (技術移転可能性の調査)
- (6) 中間手続きの対応に関する業務 (特許事務所との調整、技術移転可能性の調査)
- (7) 維持年金納付の要否判断に関する業務 (技術移転可能性の調査)
- (8) 発明審査委員会への対応に関する業務
  - ・主に上記(3)～(7)に関する説明及び報告等
- (9) 技術移転活動に関する業務
  - ・候補企業の探索、営業活動、相手先との条件交渉、契約支援
- (10) 新技術説明会、大学見本市、バイオジャパン等各種イベント対応に関する業務
  - ・候補案件の抽出、研究者支援、当日対応、開催後のフォロー等
- (11) JST海外権利化支援事業の申請に関する業務
  - ・ヒアリング資料の作成支援、ヒアリング当日の対応等
- (12) その他知的財産に関する事項

その他、本公募要領にない業務が発生した場合は、その都度、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

なお、業務従事工数は2工数（2～3名）とする。

研究・イノベーション共創機構知的財産本部と業務連携の上、業務の遂行にあたっては、適宜遅滞なく、研究・イノベーション共創機構知的財産本部に報告・連絡・相談を行うこと。

#### 4 支払限度額

令和8年度 25,264,800円（消費税及び地方消費税を含む）

支払い時期については四半期ごとに分ける予定

#### 5 履行期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日

#### 6 応募資格

次の各号に該当すること。

- (1) 国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長が定める資格を有する者であること。（別紙1）
- (2) 国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 7 提出書類及び提出期限等

##### (1) 提出書類

###### ①企画提案書

ただし、企画提案書には以下の内容を記載すること。

- ・本業務の実施における目標・計画
- ・本業務の実施体制
- ・業務受託実績
- ・技術移転実績
- ・財政状況等
- ・本業務の見積額

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等  
又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合はその写し

##### (2) 提出期限

令和8年2月25日（水）17時必着

##### (3) 提出場所

〒700-8530

岡山県岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学 研究・イノベーション共創管理統括部産学連携課

（担当：黒坂）

TEL 086-251-7040

#### 8 企画提案書等に関するプレゼンテーション

(1) 開催予定日時：令和8年2月27日（金）11時00分～

(2) 開催予定場所：WEB形式（オンライン）

(3) 時間は1者あたり30分程度とする。

（プレゼンテーション：15分程度、質疑応答：15分程度）

## 9 提案の審査に関する事項（審査方法、審査基準、審査の結果の通知方法等）

本学の企画競争審査委員会において、「審査基準」（別紙2）に基づく書類選考及び上記8のプレゼンテーションによる選考を行い、本学にとって最も相応しい提案をしたと認められる者を契約の相手方として選定する。

なお、審査結果は、令和8年3月3日（火）までに通知するものとする。

## 10 契約の締結に関する事項

受注者と本学の間で業務委託契約を取り交わす。

## 11 その他必要な事項

### （1）本業務の再委託

受注者は、原則として本業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （2）本業務全般に関する問合せ先

〒700-8530

岡山県岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学 研究・イノベーション共創管理統括部产学連携課

（担当：黒坂）

TEL 086-251-7040

E-mail : kurosaka-y@adm.okayama-u.ac.jp

国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長が定める資格として、次の条件を満たすことを証明する書類を提出できる者であること。

- (1)複数の大学・研究機関に対して、知的財産業務を含む产学官連携支援サービスを提供了した実績があること。

## 別紙2

### 審査基準

#### 1. 審査方法について

提出された企画提案書等について、企画競争審査委員会において書類選考及びプレゼンテーションによる選考を行い、基準点（60点）を満たし、かつ、得点が高い者から順に優先交渉権を得るものとする。

#### 2. 契約予定者の選定方法

上記1.により、優先交渉権を得た者の中から契約予定者を選定する。

#### 3. 評価方法

評価は、公募要領の7(1)の各項目及びプレゼンテーション選考の各項目に対応する次の審査基準により評価し、企画競争審査委員会の各委員が評価した各項目の点数の平均点を合計したものを企画提案した者の得点とする。

#### ※評価基準の目安

評価項目	大変優れて いる	優れている	普通	やや劣って いる	劣っている
(1)	20点	16点	12点	8点	4点
(2)	20点	16点	12点	8点	4点
(3)	20点	16点	12点	8点	4点
(4)	20点	16点	12点	8点	4点
(5)	10点	8点	6点	4点	2点
(6)	5点	4点	3点	2点	1点
(7)	以下審査基準(7)のとおり				

審査基準

評価項目		評点	
		配点	合計
(1)	【本業務の実施における目標・計画】 本業務の実施における目標・計画に妥当性や実現性があるか。	20	
(2)	【本業務の実施体制】 業務を円滑かつ確実に遂行できる体制が整っているか。特に、本業務の目的を達成するための人材が確保できるか。	20	
(3)	【業務受託実績】 類似業務の受託実績が豊富にあるか。	20	
(4)	【技術移転実績】 技術移転の実績が豊富にあるか。	20	
(5)	【財務状況等】 健全な財務状況・経営状態になっているか。	10	
(6)	【本業務の見積額】 提案内容と比較して、積算内訳及び根拠が示されており、見積額が適切か。	5	
(7)	【ワーク・ライフ・バランス等の取組】 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。]  女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし）等  えるぼし認定 1段階目 えるぼし認定 2段階目 えるぼし認定 3段階目 プラチナえるぼし認定	最大 5	100
	行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が10人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）	1	
	次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）等 ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に掲げる基準による認定） ・トライくるみん認定①（令和4年4月1日～令和7年	2	

	3月31日までの基準) (次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定) ・くるみん認定②(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) (次世代法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、くるみん①の認定を除く。)) ・トライくるみん認定②(令和7年4月1日以降の基準) (令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定) ・くるみん認定③(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) (令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。)) ・くるみん認定④(令和7年4月1日以降の基準) (令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定) ・プラチナくるみん認定 ・行動計画(令和7年4月1日以降の基準) 策定済(次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	3 3 3 3 3 4 5 1
	青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定) ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	3
	該当なし	0